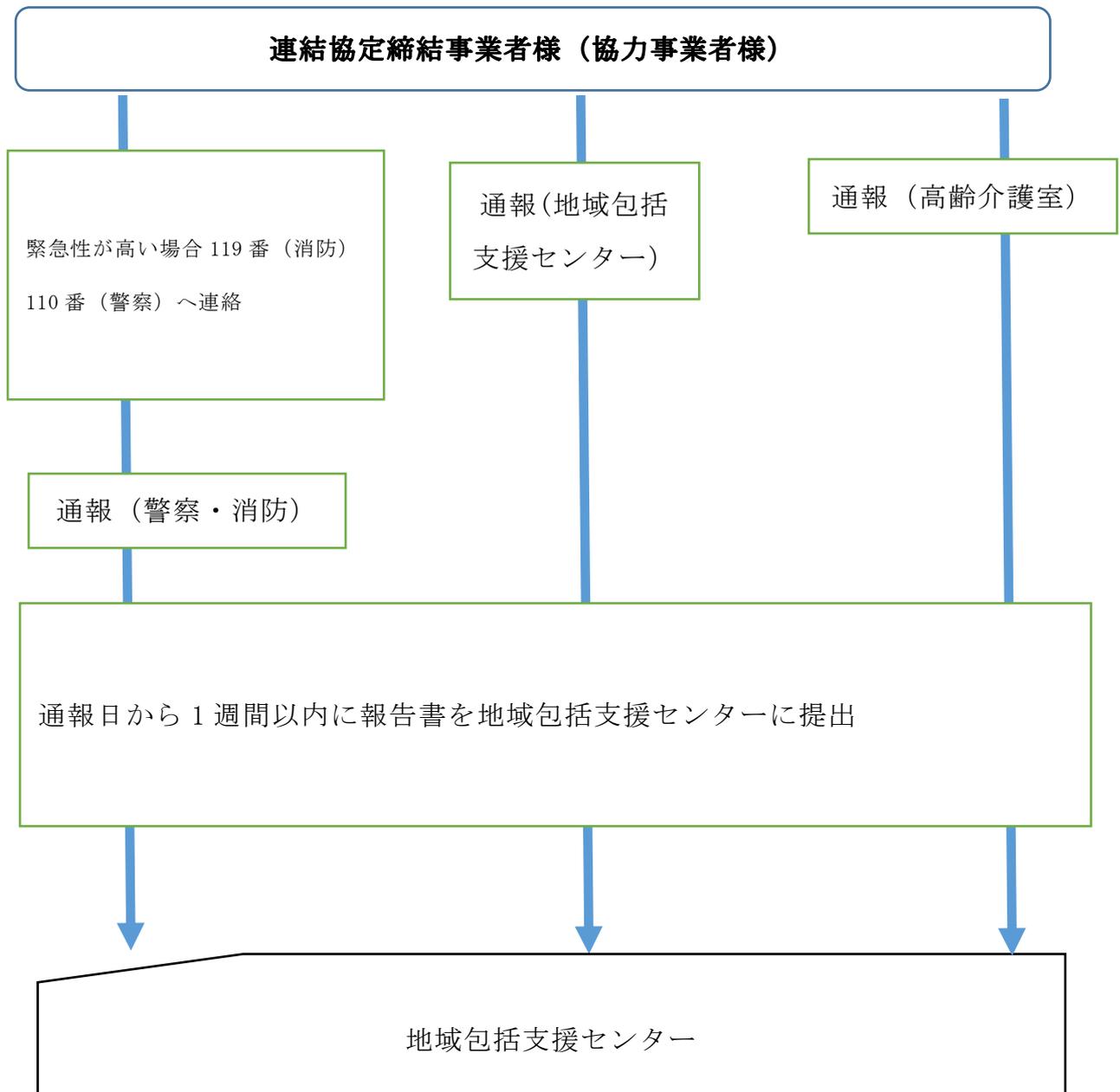


☆見守りネットワーク連携協定に基づく通報時の流れ☆



※通報時、情報不足で通報の対象者が特定できない場合は、通報場所（発見場所）を管轄する地域包括支援センターへ連絡（報告書も同じ地域包括支援センター）してください。該当する地域包括支援センターが不明な場合は高齢介護室まで連絡してください。